

令和3年7月31日

社会体育施設の営業について

緊急事態宣言の発令に伴い、社会体育施設について、8月2日から8月31日までの間、下記のとおり営業いたします。今後の利用時間の変更などにつきましては、市ホームページのスポーツ振興課ページ内でお知らせします。

【午後8時までの時短営業】

- ・ 総合体育館
- ・ ふれあい運動広場（グラウンド・テニスコート）

【通常通りの営業】

- ・ 青少年運動広場
- ・ 公園墓地テニスコート
- ・ 二色（野球）グラウンド
- ・ 市営プール

貝塚市立総合体育館

電話：072-433-7120

貝塚市教育委員会スポーツ振興課

電話：072-433-7121